

第2回本町BASE市民ワークショップ

日時：令和6年3月28日（木）午後7時～午後8時30分

令和6年3月30日（土）午前10時30分～正午

場所：本町BASE

1. 第1回市民ワークショップの振り返り
2. 第1回市民ワークショップでのアンケート結果報告
3. 公の施設としての目的と活用方法について
4. 設置条例・規則について
5. 意見交換
6. 今後のスケジュールについて

日にち	内容
4月中旬	第3回市民ワークショップ 意見聴取（条例・規則）
4月下旬	条例案、補正予算案提出
6月議会	条例、補正予算
7月～	新しい施設運用開始予定

7. その他

1. 第1回市民ワークショップの振り返り

[参加者数] 令和6年2月15日(13人)・16日(9人) 計22人

[内容] ・公の施設として管理・運営する場合の基礎知識

- ・本町BASEの使用について何が変わる（共通事項）
- ・指定管理者制度について
- ・質疑応答
- ・アンケート

【参加者からの意見と回答】

Q. 市民ワークショップでの意見を取り入れて条例を作ってもらえるのか

A. 条例について、施設条例は資料にもあるように定型的な部分が多く、条項の中で施設ごとに異なる目的や利用料金、利用区分についてはご意見も参考にさせていただきます。

Q. 指定管理施設となるのか

A. 視野にいれているが、指定管理施設となった場合も条例、規則、仕様書に沿って業務を行っていただくので指定管理者の自由になるわけではなく、市の運営方法とは内容は変わらない。指定管理を行う際は公募し、選定、議会の議決が必要となってくる。直営での運営状況をみながら判断していくため、指定管理に出す場合、早くても令和8年度からになるかもしれない。

Q. 市内市外の利用料金設定はどのようにするのか

A. 利用条件等、検討して判断していくこととなる。

Q. 新規の開業のみではなく、既存の事業者であっても新たな業態でのチャレンジには使用できるようにしてほしい。

A. 新たな業態であれば問題ないと思われる。

Q. 屋外でのキッチンカーやテントスペースの利用ができる方法を考えてほしい（マルシェ等の開催ができるように）。土地の所有者が合意できれば、法的にも可能と聞いているので手法を考えてほしい。

A. 民間同士の場合と同様に判断はできないところがあり、法令的にもどうかは確認しておく。※

Q. 刃物まつりや商店街の夏まつりでの屋外使用はできないか

A. 市主催、共催の事業では可能。後援では難しい。

Q. 公園のキッチンカー出店があると思うが違いは。

A. 公園は市の所有地であり、行政財産の目的外利用が適用できる。

Q. 創業支援、コミュニティの目的を例にあげられたが、にぎわい創出を目的としてもよいのではないか

A. ご意見としていただく。

Q. これから3月と4月の2回のワークショップで目的や運用方法を決めて、条例・規則を作っていくのは十分に話し合いができないのでは、7月の開始を目指さなくても、もっと話し合いを設けて十分検討して開始が遅くなってもいいのではないか。店をだすだけでなく、コミュニティスペースとしての活用する情報収集や意見を聞いた方がよいのでは。本町BASEとせきてらすの使用方法の違いの勉強会を行うのもいいのでは。

A. ご意見としていただく

※屋外（敷地内）でのキッチンカー、テント利用について

弁護士に確認した内容

- 公の施設を設置する敷地として借地した土地（敷地）の民間への転貸となる。
- 民間同士の場合は土地の契約条項にうたえば可能である事でも、キッチンカー等営業行為に対して市が転貸による貸出しを行うことは適切とは言えない。
- 借地は行政財産にあたらないため、目的外使用料の料金も適用できず、利用料金の設定が当てはまらない。
- 無償での貸出しの場合は貸与の相手方に対する実質上、補助金を支出するのと同様の効果を有してしまうため、行政としては行い難い。

2. 第1回市民ワークショップでのアンケート結果報告

【ワークショップでのアンケート内容】

第1回本町BASE市民ワークショップ アンケート

1. アンケート記入された方の情報

- ・これまで出店者としての利用の有無 ☐有 ☐無
 - ・有の場合 利用回数 ☐1回 ☐2～10回 ☐11回以上
 - 利用頻度 ☐月に__回 ☐年に__回
- ・お客としての利用の有無 ☐有 ☐無

2. 本町 BASE 使用方法の提案

使用施設	使用単位	使用上限	自由記載
飲食	☐ 時間 ☐ 日 ☐ 週 ☐ 月 ☐ ヵ月	☐ __日/月 ☐ __日/年	
物販	☐ 時間 ☐ 日 ☐ 週 ☐ 月 ☐ __ヵ月	☐ __日/月 ☐ __日/年	
シェアキッチン	☐ 時間 ☐ 日 ☐ 週 ☐ 月 ☐ __ヵ月	☐ __日/月 ☐ __日/年	

3. 上記の使用方法の場合、どのくらいの頻度で出店者として使用しますか

☐毎日 ☐__回/週 ☐__回/月 ☐__回/年

4. コミュニティスペース（買い物含む）としてどのくらい利用したいですか

☐毎日 ☐__回/週 ☐__回/月 ☐__回/年

【アンケート集計結果】

〈回答数〉20 人 [2/15(12 人)、2/16(8 人)]

1. アンケート記入された方の情報

出店者としての利用の有無		お客としての利用の有無	
①有 (14 人)	70%	①有 (18 人)	90%
②無 (4 人)	20%	②無 (1 人)	5%
③未回答 (2 人)	10%	③未回答 (1 人)	5%
※利用回数 1 回 (2 人)・2～10 回 (8 人)・11 回以上 (3 人)・未回答 (1 人)			

2. 本町 BASE 使用方法の提案 ※複数回答あり

使用施設	使用単位	回答数	使用上限	回答数
飲食	時間	<u>4</u>	1 日/月	4
	日	<u>10</u>	2 日/月	4
	週	<u>4</u>	3、7、20 日/月	各 1
	月	2	1、2 日/年	各 1
	1 カ月	1	30 日/年 × max3 回	1
			6 ヶ月	1
	未回答	3	未回答	5
物販	時間	<u>3</u>	1 日/月	4
	日	<u>13</u>	2 日/月	3
	週	<u>4</u>	7 日/月	2
	月	1	4、20 日/月	各 1
	1 カ月	0	2 回/年	2
			6 ヶ月	1
	未回答	3	未回答	7
シェアキッチン	時間	<u>4</u>	1 日/月	3
	日	<u>10</u>	2 日/月	3
	週	<u>4</u>	3、5、7 日/月	各 1
	月	0	2 日/年	1
	1 カ月	0	6 ヶ月	1
	未回答	5	未回答	9

〈自由記載〉

- ・本町 BASE、関市でやってみるメリットが欲しい（安いや、人が集まっているなど）
- ・実店舗を目指している方は物件探しに一番苦労しているため、それらのサポートも含めて検討していただきたい。例えば本町の空き物件や空き店舗を優先的に安く紹介するなど。マルシェなどのイベントもたくさん開催されているためあまり長く使用する必要はないのではと考えます。しかし仕込み場所がない方もいるため、現行のように夜の時間帯の利用も検討してほしいです。
- ・市内で創業計画の場合のみ、低料金で。
- ・出た意見の中では、「にぎわい創出」の目的で、幅広い利用形態を認める形が好ましい。利用料については、月〇回以上は値段を上げる等ができるとうい。
- ・単発イベントは一日単位で貸してほしい。創業チャレンジとして 1 ヶ月継続して運営することを条件に、上限も 1 ヶ月、最大 3 回までとか。固定店舗があった方がまちのにぎわいに効果的。キッチン、作ったものを販売することを条件にして、工房的な使用は控える。
- ・関市内の高校が探究活動の一環として飲食イベントをする際に利用していたことがありました。大きな目的ではないと思いますが、地元の教育機関が何らかの方法で利用できるような形になったらありがたいと思います。
- ・事業者の出店が固定してしまうと、他の事業者の出店機会が失われてしまうため、月 2～4 回までの使用上限が適切と考える。
- ・「日」単位であれば、搬入～清掃までを確実に行ってもらえそう。いろんな店舗が出店できて、出店したいと考える多くの人を利用できそう。
- ・ホールの使用もあった方がよい。
- ・様々な方が利用できるようになっていいるとありがたい。出店内容の制限はありますか？関テラスでは占い不可なので。
- ・出店者ではないので色々なものを食べたいという希望です。
- ・出店を考えている集団ではなく、作品を作る意欲や、作品に対する評価を知るための利用ですが、‘チャレンジショップ’としての施設として、生かして欲しいと思います。
- ・自由度が減れば、それだけ魅力も減るものになりそう。
- ・店舗をもちたい人を優先に出店できるようにし、店舗も本町通で空き店舗を活用できるように促していく体制の強化、利用料金も差をつけてもいいと思います。

施設利用者提案（希望）

利用客としての希望

質問

3. どのくらいの頻度で出店者として使用しますか

頻度	回答数	割合
毎日	0	0 %
週 1 回	1	5 %
週 2 回	1	5 %
月 1 回	<u>7</u>	3 5 %
年 1 回	2	1 0 %
年 2 回	2	1 0 %
未回答	7	3 5 %

4. コミュニティースペース（買い物含む）としてどのくらい利用したいですか

頻度	回答数	割合
毎日	0	0 %
週 1 回	<u>5</u>	2 5 %
週 1 ～ 2 回	<u>1</u>	5 %
週 2 回	<u>4</u>	2 0 %
週 5 回	<u>1</u>	5 %
月 1 回	<u>3</u>	1 5 %
月 1 ～ 2 回	<u>1</u>	5 %
月 2 回	<u>2</u>	1 0 %
月 4 回	<u>1</u>	5 %
年 1 回	1	5 %
年 2 回	1	5 %

3. 公の施設としての目的と活用方法について

活用例（１）

①居場所づくり

市民が安心して自己存在感や充実感を感じることができる居場所を提供し、快適で住みよい社会の形成に寄与

- ・若者の悩み相談、遊び場、若者のまちづくり活動支援
- ・居場所のない人のための居場所づくり
- …定年を迎えた方などのサークル活動

②交流機能

多様な人達が交流を深めることにより、人と人との絆の醸成に寄与

- ⇒ダイバーシティ（多様性）での交流 …国際交流、LGBTQ イベントの実施
- ⇒若者、子育て世代の交流 … 若者イベント、子育てイベントの実施
- ⇒市民活動での交流 …市民活動団体（個人）イベントの実施

③チャレンジショップ ver.2（仮）

…創業支援ではなく、市内でお店をやってみたい人を支援する「お店屋さんごっこ」で人との交流と自己実現を目的にする。利用料金については、既存の事業者（個人事業主を含む）は使用料を３倍にする等で利用を差別化するなど新規事業者を優先する。

[目的]

市民が安心して自己存在感や充実感を感じることができる居場所を提供し、多様な人達が交流を深めることにより、快適で住みよい社会の形成及び人と人との絆の醸成に寄与するため、本市に関市〇〇〇〇〇〇施設を設置する。

⇒「地域」という言葉をあえて使わないことで、地域にとらわれない「みんなの居場所」を目指す。

活用例（２）

①ビジネスの創出・新たな事業拡張

- ・市内で新たに事業活動を行おうとする人、事業活動を行っているがその事業とは別の事業を市内で行おうとする人を支援し、地域の活性化を図る
- ・岐阜県よろず支援拠点等の創業支援窓口との連携

②共有スペースでのコミュニティ形成

- ・気軽に立ち寄り、出店者や来場者同士が交流する場
- ・イベント時には施設内共有スペースを目的外利用申請により室内マルシェを行う

[目的]

市内において独立開業を目指す新規企業者の育成、中心市街地及び地域産業の活性化を図るため、多様な利用者が集い、にぎわいの創出と経済効果を生む拠点施設

4. 設置条例・規則について

【設置目的（記載例）】

活用例（１）の場合

市民が安心して自己存在感や充実感を感じることができる居場所を提供し、多様な人達が交流を深めることにより、快適で住みよい社会の形成及び人と人との絆の醸成に寄与するため、本市に関市〇〇〇〇〇施設を設置する。

活用例（２）の場合

市内において独立開業を目指す新規企業者の育成、中心市街地及び地域産業の活性化を図るため、多様な利用者が集い、にぎわいの創出と経済効果を生む拠点施設として、関市〇〇〇〇〇施設を設置する。